



## 第8回 いいやま花フェスタ「寺町花街道」

10月4日(土)・5日(日) 愛宕町雁木通り

市民の皆さんが持ち寄った寄せ植えや花の壁掛けなどで愛宕町雁木通りが飾られる「いいやま花フェスタ寺町花街道」。花フェスタにむけ現在、市民の皆さんからの作品を募集しています。今年はコンテストも実施。事前の講習会もありますので多数の皆さんのご参加をお待ちしています。

●講師(両日とも)：山本ひろみ先生(園芸指導員、樹木医)  
●お問い合わせ・お申し込み  
花フェスタ実行委員会(市役所都市計画課内)  
☎3111 内線241,244

- ・会場：女性センター 未来 創作室
- ・参加費：700円(材料費)
- 山野草寄せ植え講習会
- ・開催日時：9月25日(木)
- 午前10時～11時30分
- ・会場：女性センター 未来 創作室
- ・参加費：1500円(材料費)



コケ玉

### 出品される方を対象に講習会を開催します

楽しみながら作った作品を花フェスタに展示しませんか。参加される方を対象に講習会を開催します。参加を希望される方は、9月5日(金)までに花フェスタ実行委員会までお電話でお申し込みください。



### 寄せ植え、壁掛け作品を募集します

花フェスタに出品いただける、花の寄せ植えや壁掛け作品などを募集しています。作品は団体・グループをはじめ個人の方の出品も大歓迎。今年コンテストによる各賞も用意しています。お一人何点でも出品いただけますので、多数ご応募ください。

●応募締切 9月19日(金)

### 屋根不燃化区域の範囲変更について

このたび、長野県において屋根不燃化区域(通称・22条区域)の範囲が変更されました。「22条区域」とは、火災の延焼防止を図るため屋根を不燃材料で葺く事を規定したもので、都市防災の一環として指定されているものです。今回の変更は、これまで都市計画区域用途地域の飯山区の一部(準防火地域を除く範囲)に指定されていたものについて、新幹線

駅周辺整備に伴い新たに準防火地域に指定した範囲(20・5・15告示)が重複するため22条区域の削除を行うことと、宅地化が進む秋津地区の用途地域に属する範囲を追加したものです。詳しくは都市計画課または北信地方事務所建築課に縦覧図書が備え付けてありますので、ご確認ください。

●お問い合わせ  
都市計画課計画係  
☎3111 内線242,243

## 平成21年度から 市・県民税が改正されます

- 公的年金からの特別徴収制度が導入されます(平成21年10月から)
- 寄附金税制が拡充されます

お問い合わせ 税務課市民税係 ☎62-3111 内線161,162

### 公的年金からの特別徴収制度が導入されます

平成21年10月より、公的年金を受給されている方の公的年金にかかる個人市・県民税が、年金から特別徴収(天引き)されることとなります。

#### ■対象となる方

個人市・県民税の納税義務者で、公的年金等を受給されている65歳以上の方(当該年度の初日に老齢基礎年金等を受給されている方)

※ただし、次に該当される方は対象となりません。

- ・老齢基礎年金等の年税額が18万円未満の方
- ・天引きされる市・県民税額が老齢基礎年金の年額を超える方

#### ■天引きされる税額

公的年金等の年金所得に係る個人市・県民税の所得割額および均等割額です。

#### ■天引きの徴収方法と時期

年度途中から天引きが開始される21年度と、22年度以降の徴収方法は以下のとおりです。

#### ○平成21年度の徴収方法

普通徴収		特別徴収		
21年6月	21年8月	21年10月	21年12月	22年2月
年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

- ・年度前半においては、年税額の4分の1ずつを6月・8月に普通徴収として納付書で納付いただきます。
- ・年度後半においては、年税額から普通徴収で納付いただいた額を控除した額を、10月・12月・2月の老齢基礎年金等の支払いごとに特別徴収(天引き)いたします。

#### ○平成22年度以降の徴収方法(すべて天引き)

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年10月から3月までの徴収した額の3分の1	前年10月から3月までの徴収した額の3分の1	前年10月から3月までの徴収した額の3分の1	年税額から仮徴収額を控除した額の3分の1	年税額から仮徴収額を控除した額の3分の1	年税額から仮徴収額を控除した額の3分の1

- ・4月、6月、8月においては前年の10月から翌年3月までに徴収(天引き)した額を、10月、12月、2月においては年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1ずつを、老齢基礎年金等の支払いごとに天引きいたします。

### 寄附金税制が拡充されます

個人市・県民税の寄附金控除が、所得控除方式から税額控除方式に変わり、適用下限額が10万円から5千円に引き下げられました。

	改正前	改正後
控除方式	「寄附金-10万円」を総所得金額等の合計額から所得控除	「寄附金-5千円」×10%を所得割額から税額控除(基本控除)
控除対象限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%
適用額	10万円を超える寄附金	5千円を超える寄附金

#### ■地方公共団体に対する寄附金税制の見直し(ふるさと納税)

控除対象となる寄附金のうち、地方公共団体(飯山市など)に対する寄附金については、上記の方法で計算した「基本控除額」の他に、[寄附金-5千円]×[90%-0~40%(寄附者の所得税率)]…(特例控除額)が加算されます。ただし、「特例控除額」は個人市・県民税所得割額の10%が上限となります。

これにより5000円を超える部分の寄附金は、一定の限度額まで所得税の控除とあわせて全額控除されます。

#### ○地方公共団体に対する寄附金控除(ふるさと納税)

- ①と②の合計額が個人市・県民税の所得割から税額控除されます。
- ① [寄附金-5千円]×10%…基本控除分
- ② [寄附金-5千円]×[90%-0~40%(寄附者の所得税率)]…特例控除分
- ※②の額については、個人市・県民税所得割額の10%が上限となります。

#### ○平成20年1月以降の寄附金が対象となります

その年中の寄附金が翌年度の個人市・県民税の控除対象となります。なお、所得税の確定申告(寄附金控除)をしていただくことにより、個人市・県民税の寄附金控除を受けることができます。

飯山市では「ふるさと納税」を募集しています。ふるさとを離れられたご親戚等いらっしゃいましたら、ぜひ制度をご紹介ください。